

2023年11月14日

各位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビン・テクノロジーズ株式会社  
代表取締役 川合 大無

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビンDX株式会社  
代表取締役 児玉 隆洋

### 吸収分割に関する事前開示書面

(吸収分割会社／会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)  
(吸収分割承継会社／会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

リビン・テクノロジーズ株式会社（以下「甲」といいます。）及びリビンDX株式会社（以下「乙」といいます。）は、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とし、甲の外壁塗装業界DX化事業（ぬりマッチ）を乙に承継させる吸収分割契約を締結致しましたので、会社法の規定に基づき、下記のとおり開示致します。

#### 記

- 1 吸収分割契約の内容  
別添のとおりです。
- 2 分割対価の相当性に関する事項  
完全親子会社間の分割につき、分割対価の交付はありません。
- 3 効力発生日に剰余金の配当等として、吸収分割承継会社の株式を吸収分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項  
該当事項はありません。
- 4 分割会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。
- 5 吸収分割会社の計算書類等に関する事項  
(1) 最終事業年度に係る計算書類等  
甲は、有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子

開示システム（EDINET）」又は甲の下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://www.lvn.co.jp/>

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象  
該当事項はありません。

## 6 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

### (1) 最終事業年度に係る計算書類等

乙は、設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した事業年度がありません。  
成立の日における貸借対照表の内容は、次のとおりです。

資産の部		負債の部	
流動資産			
現金及び預金	10,000,000円	負債合計	0円
		純資産の部	
		株主資本	
		資本金	10,000,000円
		純資産合計	10,000,000円
資産合計	10,000,000円	負債純資産合計	10,000,000円

(2023年11月1日時点)

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容  
該当事項はありません。

### (3) 最終事業年度後に生じた重要な後発事象

設立後の最初の決算期が未到来のため、確定した事業年度がありません。

成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の該当事項はありません。

## 7 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、両社の資産の額は負債の額

を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

- 8 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示致します。

以 上

(別添)



## 吸収分割契約書



リビン・テクノロジーズ株式会社（以下「甲」という。）とリビンDX株式会社（以下「乙」という。）は、甲が外壁塗装業界DX化事業（ぬりマッチ）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （吸収分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、外壁塗装業界DX化事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### （商号及び住所）

第2条 本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）  
商 号：リビン・テクノロジーズ株式会社  
住 所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
- (2) 吸収分割承継会社（乙）  
商 号：リビンDX株式会社  
住 所：東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号

### （承継する権利義務）

- 第3条 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、別紙記載のとおりとする（以下「本件権利義務」という。）。
- 2 本件権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和4年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）の前日までの承継する資産及び負債の増減を調整した上で確定するものとする。
  - 3 第1項に定める債務の甲から乙への承継については、重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額を求償することができる。

### （本分割の対価）

第4条 乙は、本分割に際して、甲に対して、一切の対価の交付を行わない。

### （資本金及び準備金の額に関する事項）

第5条 乙は、本分割に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

### （効力発生日）

第6条 効力発生日は、令和6年1月1日とする。

(競業避止義務の不存在)

第7条 甲は、効力発生日後においても、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

(善管注意義務)

第8条 甲は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に乙の同意を得なければならない。

2 乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって自らの事業を遂行するものとし、その財産、権利義務若しくは事業又は本分割に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、事前に甲の同意を得なければならない。

(従業員の処遇)

第9条 乙は、効力発生日において本事業に主として従事する甲の従業員（雇用形態に関わらず、契約社員、アルバイト、パートタイム労働者等を含む。）と甲との間の雇用契約を承継しないものとし、甲は効力発生日において本事業に主として従事する甲の従業員を甲から乙へ在籍出向させるものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第10条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

(協議事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを  
保有するものとする。

令和5年11月14日

甲 東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビン・テクノロジーズ株式会社  
代表取締役 川合 大輔



乙 東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビンDX株式会社  
代表取締役 児玉 隆洋



承継権利義務明細表

乙が甲から承継する権利義務は、分割期日において甲の本事業に属する以下の権利義務とする。

これらの権利義務のうち、資産及び負債については、令和4年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの承継する資産及び負債の増減を調整した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に属する流動資産のうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産のうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(3) 投資その他の資産

本事業に属する投資その他の資産のうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に属する流動負債のうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

(2) 固定負債

本事業に属する固定負債のうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

3. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約その他本事業に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した権利義務のうち、本事業の承継に必要なもの（本別紙の「1. 承継する資産」、「2. 承継する負債」において承継対象とされているものに限る。）。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

4. 承継する知的財産権

本事業に属する知的財産権及びノウハウのうち、本事業の承継に必要なもの。ただし、甲乙の協議により承継することが適切でないと判断されたものは除く。

5. 許認可等

会社分割に伴う承継が可能な本事業に係る免許、許可、認可、承認、届出、登録等。ただし、甲乙の協議により承継させることが適切でないと判断されたものは除く。

以上

